別紙

平成29年度病床整備における各医療圏の公募条件

* 湘南東部二次医療圏

　 湘南東部地区において基準病床数を下回る75床については、療養病床（回復期・慢性期の病床）を条件に、事前協議の対象とすることが適当である。

* 湘南西部二次医療圏

回復期機能を有すること（急性期を経過した患者に対し、在宅復帰に向けた医療を提供すること。必ずしもリハビリテーションの提供は求めない。）

* 県央二次医療圏

１　原則として、医療法施行規則第30条の33の２の規定により定められた病床機能区分のうち、県央二次保健医療圏又は構想区域において、現に不足し、又は将来不足することが見込まれる機能区分の病床を公募することとする。

２　次のいずれかに該当する病床については、１にかかわらず、公募対象とする。

　・県央二次保健医療圏又は構想区域の中で病床機能の地域偏在が存在する場合、一定の地域で特に整備の必要性が認められる機能区分の病床

　・人口の急増等により、なお当面、整備が必要と考えられる機能区分の病床

　・その他、地域の実情に応じ、良好な医療提供体制を確保するために必要性が高いと考えられる機能区分の病床